

## 民生委員及び児童委員表彰規則の制定 について

昭和36.3.8 厚生省発社第79号  
各 部道府県知事 厚生省社会局長  
指定都市市長 厚生省児童局長

今般民生委員及び児童委員表彰規則（以下「規則」という。）が制定され、昭和35年11月7日厚生省令第34号をもって公布施行されたのであるが、この規則は従来民生委員及び児童委員に対して厚生大臣が行っていた表彰を制度化して、民生委員及び児童委員の活動の推進に資せんとするものであり、これが取り扱いについては、次の事項に留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

なお、規則付則第2項の規定による功労章の授与の取り扱いについては、別途通知する予定であるから了知されたい。

### 1 表彰の範囲

規則第2条の規定により民生委員又は児童委員としてその職務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者の範囲は、次の各号に該当する者であること。

- (1) 現に民生委員、児童委員の職にある者であること。
- (2) 原則として民生委員又は児童委員としての在職期間〔方面委員令（昭和11年勅令第398号）による方面委員及び民生委員令（昭和21年勅令第462号）による民生委員としての在職期間を含む〕が20年以上の者であること。
- (3) 原則として民生委員又は児童委員として部道府県知事（指定都市の市長を含む。以下同じ。）より表彰を受けたものであること。

### 2 表彰の時期

表彰は、毎年1回全国社会福祉大会において行うものであること。

ただし、規則第8条の規定による表彰その他厚生大臣が特に必要と認めて行う表彰については、その都度行うものであること。

### 3 表彰の具申

部道府県知事は、規則第6条の規定により表彰を具申するに当たっては、具申書に別紙様式による被表彰候補者推せん調書を添付して行うこと。

### 4 死亡した者の表彰

部道府県知事は、規則第8条の規定による表彰を具申するに当たっては、具申書に前項にいう被表彰候補者推せん調書を添付して行うこと。

別紙 (様式)

民生委員・児童委員被表彰候補者推薦人調査書

(ふりがな) 氏 名		生年月日	明 大 昭 年 月 日 満 歳
職 業		民生委員在職年数	年 箇月
本 籍 地			
現 住 所			
経 歴 概 要	(記載例)  昭和3年5月～現在      方面委員 民生委員 昭和25年8月～現在      ○○市民生委員協議会総務 昭和30年9月～34年8月      ○○市社会福祉協議会副会長 昭和34年5月～現在      社会福祉法人○○会理事長		
功 績 概 要			
表 彰 歴			
参 考 事 項			

### 記載注意

- 1 調査の作成に当たっては、誤読のおそれのないよう書体に留意すること。特に氏名については楷書で明確に記入するとともにふりがなを付すること。
- 2 職業は具体的に記載し、例えば僧侶の場合〇〇寺住職のごとく記載すること。
- 3 経歴の概要は、本人の経歴のうち社会福祉事業に関連のあるものを記入することとし、社会福祉事業関係以外の経歴は、その主要なもののみを記入すること。  
なお、各経歴についてその在職期間が明らかに計算できるよう記載すること。おって規則第8条の規定による被表彰候補者については、その死亡年月日を記入すること。
- 4 功績概要は、民生委員・児童委員としてその功績のあった順序に従い番号を付して要領よく具体的に箇条書きし、文章の修飾は必要でない。  
なお、民生委員・児童委員としての功績以外のものについては主要なもののみを記載すること。
- 5 表彰歴は、表彰期日の順序に従い記入すること。この場合、市（指定都市を除く。）町村長又は関係団体の長による表彰は除くこと。  
なお、民生委員・児童委員功労者としての表彰以外の表彰については、主要なもののみを記入すること。
- 6 参考事項は、表彰を決定する上に参考となる事項があれば記入することとし、本人の功績を具体的に示すような参考資料がある場合は添付するよう配慮すること。